

平成26年2月7日

各都県建設業協会長 及び
関係協会関東支部(事務所)長 様

国土交通省
関東地方整備局
企画部 技術管理課長

直轄工事における受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について（通知）

日頃より、国土交通省関東地方整備局における事業の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記について、国土交通省本省からの通知を受け、下記の内容を各事務所宛に通知しておりますので、貴会におかれましては、その旨を傘下建設業者に対して周知いただくようお願いいたします。

記

事務所へ通知した内容：

国土交通省の直轄工事について、当該工事の受注者から、除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事実施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等を十分検討の上、可能な限り柔軟に対応することとされたい。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応されたい。

<問い合わせ先> 技術管理課 基準第一係 TEL:048-600-1331

事務連絡
平成26年2月7日

関東地方整備局
北陸地方整備局
中部地方整備局
近畿地方整備局
中国地方整備局
四国地方整備局
九州地方整備局
企画部長 殿
港湾空港部長 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
港湾局 技術企画課
港湾保全企画室長

直轄工事における受注者の除排雪対策への協力に対する配慮について

今般の豪雪状況にかんがみ、直轄工事の受注者から地元の市町村等が実施する除排雪作業への優先的な取組に伴う当該工事への対応について、相談、協議等があった場合には、下記のとおり柔軟に対応するよう配慮されたい。

なお、本通知の内容について、各都府県の建設業関係団体に対して周知徹底されたい。

記

国土交通省の直轄工事について、当該工事の受注者から、除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事实施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等を十分検討の上、可能な限り柔軟に対応することとされたい。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応されたい。